

# 日本大学における個人情報の取扱いに関するガイドライン

|               |              |
|---------------|--------------|
| 平成17年3月29日制定  | 平成31年3月19日改正 |
| 平成17年4月1日施行   | 平成31年4月1日施行  |
| 平成22年3月30日改正  | 令和4年3月15日改正  |
| 平成22年4月1日施行   | 令和4年4月1日施行   |
| 平成25年3月12日改正  | 令和4年5月24日改正  |
| 平成25年4月1日施行   | 令和4年6月1日施行   |
| 平成27年3月24日改正  | 令和5年1月17日改正  |
| 平成27年4月1日施行   | 令和5年1月1日施行   |
| 平成28年3月22日改正  | 令和5年3月20日改正  |
| 平成28年4月1日施行   | 令和5年4月1日施行   |
| 平成28年12月20日改正 | 令和6年5月14日改正  |
| 平成29年4月1日施行   | 令和6年4月1日施行   |
| 平成29年7月4日改正   | 令和6年6月18日改正  |
| 平成29年5月30日施行  | 令和6年7月1日施行   |
| 平成30年11月6日改正  | 令和7年12月9日改正  |
| 平成30年11月2日施行  |              |

学校法人日本大学（以下「本大学」といいます）は、「個人情報の保護に関する法律」（以下「法律」といいます）その他関係法令に従い、「日本大学個人情報取扱規程」（以下「規程」といいます）を制定し、本大学における個人情報の取扱いに関するガイドラインを定めることにより、個人情報の保護を図るとともに、本大学の教育、研究、保育、診療等の円滑な管理運営を行うものとします。

## 1 法律その他関係法令及び規程等の遵守

本大学は、個人情報を適正に取り扱うために、法律その他関係法令等を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、規程等を別に定め、組織的に個人情報の保護に取り組みます。

## 2 責務

本大学は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益及びプライバシーの侵害の防止について、必要な措置を講ずるよう努めます。

また、本大学の教職員等は、適切に個人情報を取り扱うものとし、在職中のみならず退職後も、在職中に知り得た個人情報を漏らすことはいたしません。

## 3 個人情報の取得等

本大学は、教育、研究、保育、診療等の諸業務を遂行するため、別紙1により利用目的をできる限り特定して、個人情報を公正かつ適正に取得し、特定した利用目的の達成に必要な範囲において、個人情報を利用します。

なお、法律で定められている場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに要配慮個人情報を取得しません。

## 4 個人データの第三者への提供及び共同利用

本大学は、法律で定められている場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません（委託先及び共同利用者を除きます）。本人の同意を得て、個人データ

を第三者に提供する際には、その記録を作成し、情報の移動履歴を明確にします。

また、本大学が、個人データを共同利用する場合には、利用目的の達成に必要な範囲において、別紙2で示した利用目的のために提供します。

## 5 仮名加工情報の取扱い

本大学が仮名加工情報を作成し、取り扱う場合は、法律その他関係法令等に従い、適正に取り扱います。

## 6 匿名加工情報の取扱い

本大学が、匿名加工情報を作成又は第三者に提供する場合は、本大学内での承認手続を経た上で、法律その他関係法令等に従い、適正に取り扱います。

## 7 安全管理

本大学は、別紙2の管理単位ごとに、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

また、本大学は、個人情報を取り扱う教職員に対し、個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な監督を行います。

なお、本大学では、管理単位が取り扱う個人情報を別の管理単位でも利用することがあります。この場合、個人情報を利用しようとする管理単位が当該個人情報の提供を受けた時点で、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

本大学の個人情報を共同利用する関係機関においても、本大学の管理単位に準ずるものとし、個人情報の提供を受けた時点で、当該関係機関において、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

## 8 保有個人データの開示等

本大学は、保有個人データについて、開示、訂正、利用停止等を求める請求が本人からあった場合には、「10 苦情等の受付窓口」に定める苦情等の受付窓口において、法律に基づき適切に対応します。

## 9 学術研究に係る個人情報の取扱い

本大学が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合は、法律その他関係法令等に従い、適正に取り扱います。

## 10 苦情等の受付窓口

本大学は、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談の受付窓口を、個人情報を取り扱う管理単位ごとに設置します。受付窓口は、別紙3のとおりです。

## 11 施行日

このガイドラインは、令和7年12月9日から施行します。

### 学校法人日本大学における個人情報の利用目的

- 1 学籍管理, 履修管理, 成績管理, 学費情報管理等, 学生, 生徒等の学修支援業務
- 2 学生生活相談, 奨学金管理, 保健衛生管理等, 学生, 生徒等の学生生活支援業務
- 3 教育業務, 学術研究業務, 学修支援等の改善業務及びF D活動業務
- 4 進路指導, 就職活動, 進路就職情報管理等, 学生, 生徒等の進路就職支援業務
- 5 保証人への成績表, 学費納入通知等, 保証人との履修, 成績, 進路, 学費相談業務
- 6 学校案内等送付業務, 入学願書処理業務, 入学試験合否判定業務, 入学手続き管理業務, 志願者等取得個人情報の統計処理業務及び分析業務, その他学生等募集及び入学試験関連業務
- 7 本大学が行う広報活動に係る新聞, 広報誌, 映像等の作成及び送付業務
- 8 本大学の施設利用手続き等, 施設利用管理, 保管管理業務
- 9 各種証明書発行業務
- 10 人事管理, 労務管理業務
- 11 奨学事業実施団体, 学生, 生徒等の保証人で組織する団体, 卒業(修了)生等で組織する団体等, 本大学が認めた団体への通知等関連業務
- 12 各種調査, 認証評価等, 国, 行政及びその他団体等からの調査業務
- 13 学術研究の改善・推進等に関する業務, 知的財産・产学連携に関する業務
- 14 損害保険, 生命保険及びこれらに付帯・関連するサービスの提供等の保険媒介代理業務
- 15 その他, 本大学の管理, 運営に関する必要な業務

※ 本大学の各付属病院に関する個人情報の利用目的等については, 各付属病院の個人情報保護方針等を御覧ください。

## 学校法人日本大学における管理単位及び共同利用範囲等について

### 1 管理単位

- ① 本部（監事監査事務局、コンプライアンス事務局、内部統制事務局、日本大学競技スポーツセンター事務局及び校友会本部事務局を含む）
- ② 法学部（大学院研究科、専門職大学院及び付置研究所を含む）
- ③ 文理学部（大学院研究科及び付置研究所を含む）
- ④ 経済学部（大学院研究科及び付置研究所を含む）
- ⑤ 商学部（大学院研究科及び付置研究所を含む）
- ⑥ 芸術学部（大学院研究科及び付置研究所を含む）
- ⑦ 国際関係学部（大学院研究科、短期大学部及び付置研究所を含む）
- ⑧ 三軒茶屋キャンパス（危機管理学部・スポーツ科学部、大学院研究科及び付置研究所を含む）
- ⑨ 理工学部（大学院研究科、短期大学部及び付置研究所を含む）
- ⑩ 生産工学部（大学院研究科及び付置研究所を含む）
- ⑪ 工学部（大学院研究科及び付置研究所を含む）
- ⑫ 医学部（大学院研究科、付置研究所及び専門学校を含む）
- ⑬ 医学部付属板橋病院
- ⑭ 歯学部（大学院研究科、付置研究所及び専門学校を含む）
- ⑮ 歯学部付属歯科病院
- ⑯ 松戸歯学部（大学院研究科、付置研究所及び専門学校を含む）
- ⑰ 松戸歯学部付属病院
- ⑱ 生物資源科学部（大学院研究科、付置研究所及び付属病院を含む）
- ⑲ 薬学部（大学院研究科及び付置研究所を含む）
- ⑳ 通信教育部（大学院総合社会情報研究科及び付置研究所を含む）
- ㉑ 日本大学病院
- ㉒ 日本大学高等学校・中学校
- ㉓ 櫻丘高等学校
- ㉔ 鶴ヶ丘高等学校
- ㉕ 藤沢高等学校・中学校・小学校
- ㉖ 豊山高等学校・中学校
- ㉗ 豊山女子高等学校・中学校
- ㉘ 三島高等学校・中学校
- ㉙ 明誠高等学校
- ㉚ 山形高等学校
- ㉛ 習志野高等学校
- ㉜ 東北高等学校
- ㉝ 幼稚園
- ㉞ 認定こども園

### 2 関係機関（共同利用範囲）

## 日本大学校友会

### 3 利用目的

- ① 「1 管理単位」①から④までについては、別紙1「学校法人日本大学における個人情報の利用目的」に定める事項とします。
- ② 「2 関係機関（共同利用範囲）」については、以下のとおりとします。
  - (1) 学生生活を充実させるための情報提供、案内業務
  - (2) 地域社会及び校友との連携、調和のための情報提供、案内業務
  - (3) 教職員への福利厚生の向上のための情報提供、案内業務
  - (4) 大学が保有する資産の有効活用のための情報提供、案内業務
  - (5) その他日本大学校友会の業務に関連する必要な業務

### 4 関係機関と共同利用する個人情報項目

本人氏名、所属（研究科、専攻、学部、学科、付属学校）、学年、学籍・生徒番号、就学区分、生年月日、入学年月、卒業年月、現住所、性別、出身地、電話番号、メールアドレス、保証人連絡先（氏名、住所、電話番号）、就職先（進路）、校友会活動状況

### 5 個人情報の管理について責任を有する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

学校法人日本大学

理事長 林 真理子

東京都千代田区九段南四丁目 8番24号

## 学校法人日本大学における苦情等の受付窓口について

| 管 理 单 位                     | 窓 口               |
|-----------------------------|-------------------|
| 本 部                         | 総 務 部 法 務 課       |
| 法 学 部                       | 庶 務 課             |
| 文 理 学 部                     | 庶 務 課             |
| 経 済 学 部                     | 庶 務 課             |
| 商 学 部                       | 庶 務 課             |
| 芸 術 学 部                     | 庶 務 課             |
| 国 際 関 係 学 部                 | 庶 務 課             |
| 三 軒 茶 屋 キ ャ ン パ ス           | 管 理 マ ネ ジ メ ン ト 課 |
| 理 工 学 部                     | 庶 務 課             |
| 生 産 工 学 部                   | 庶 務 課             |
| 工 学 部                       | 庶 務 課             |
| 医 学 部                       | 庶 務 課             |
| 医 学 部 付 属 板 橋 病 院           | 庶 務 課             |
| 歯 学 部                       | 庶 務 課             |
| 歯 学 部 付 属 歯 科 病 院           | 管 理 課             |
| 松 戸 歯 学 部                   | 庶 務 課             |
| 松 戸 歯 学 部 付 属 病 院           | 管 理 課             |
| 生 物 資 源 科 学 部               | 庶 務 課             |
| 薬 学 部                       | 庶 務 課             |
| 通 信 教 育 部                   | 庶 務 課             |
| 日 本 大 学 病 院                 | 庶 務 課             |
| 日 本 大 学 高 等 学 校 ・ 中 学 校     | 事 務 課             |
| 櫻 丘 高 等 学 校                 | 事 務 課             |
| 鶴 ケ 丘 高 等 学 校               | 事 務 課             |
| 藤 沢 高 等 学 校 ・ 中 学 校 ・ 小 学 校 | 事 務 課             |
| 豊 山 高 等 学 校 ・ 中 学 校         | 事 務 課             |
| 豊 山 女 子 高 等 学 校 ・ 中 学 校     | 事 務 課             |
| 三 島 高 等 学 校 ・ 中 学 校         | 事 務 課             |
| 明 誠 高 等 学 校                 | 事 務 課             |
| 山 形 高 等 学 校                 | 事 務 課             |
| 習 志 野 高 等 学 校               | 事 務 課             |
| 東 北 高 等 学 校                 | 事 務 課             |
| 幼 稚 園                       | 事 務 局             |
| 認 定 こ ど も 園                 | 事 務 局             |